神奈川労働局長 三浦 宏二 殿

神奈川地方最低賃金審議会 会 長 盛 誠吾

神奈川県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成30年7月2日付け神労発基第0702号第1号をもって、貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、現行の目安制度の下で、異なるランク間での最低賃金額の格差の拡大は看過できない課題であり、その改善に向けて努力を尽くしていただくほか、同一ランク内においても地域の経済事情、影響率・未満率等の各種指標を十分に比較考量しつつ、目安額設定についての議論を深めていただくよう強く要望する。さらに、近年において大幅な最低賃金の引上げが行われる中で、地域別最低賃金改定の目安について、その信頼感を高め、本審議会において十分な議論ができるよう客観的かつ合理的な根拠を示すための努力を尽くしていただくよう強く要望する。

なお、使用者側委員から同一県内であっても生活圏や経済圏等に基づく様々な事情を考慮した金額審議が行われるべきとの強い意見が出されたことについても付記する。

また、今後とも中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や事業者間の取引条件の一層の改善に取り組むとともに、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成制度の申請手続等に際し、事業者に過分な負担が生ずることのないよう適切に運用されるよう要望する。加えて、行政機関等が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定により個々の企業が不利益を被ることのないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

神奈川労働局においては、上記の各事項について積極的に取り組んでいただくとともに、次年度の地域別最低賃金審議に向けた適切な時期に本審議会あてに取組状況を御報告いただくよう要請する。

神奈川県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 神奈川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 983円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日平成30年10月1日